

大阪・嶋上郡衙跡

しまかみぐんが

○・二八mを測る。遺物は備前焼の擂鉢、竹製杓、棧瓦などで、井戸の時期は江戸時代中頃以降である。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「標 (頂部) 姜 太 公 在此

・「空 (頂部) 姜 太 公 在此

・「風 (頂部) 姜 太 公 在此

・「火 (頂部) 姜 太 公 在此 徒□

・「水 (頂部) 姜 太 公 在此 □無

・「地 (頂部) 姜 太 公 在此 □無

長(303)×径44 061

- 1 所在地 大阪府高槻市清福寺町
- 2 調査期間 一九七九年(昭54)九月一〇月
- 3 発掘機関 高槻市立埋蔵文化財調査センター
- 4 調査担当者 森田克行
- 5 遺跡の種類 郡衙跡・集落跡
- 6 遺跡の年代 旧石器時代・近世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査地は攝津国嶋上郡衙跡のうち、推定郡庁院の東北方にあたる。推定郡庁院の東北方にあたる。

上半部は原形をとどめるが、下端は腐朽のため原形は不詳である。断面はほぼ正六角形を呈する。頂部は中心をやや高くして、求心状

代の土坑・竪穴住居、中世・近世の井戸などがある。

今回報告する墨書のある



(京都西南部)

木製柱状具は、近世の井戸二から出土した。井戸二は円形石組で、底部に枠を設置している。検出面からの深さは一・六m、上辺の内径〇・八五m、枠の一辺は



に三角面を六個作り、右回りで「標」以下を一字ずつ記す。ついでこれらに続く縦方向の各面には、それぞれ水平方向に切り込みを入れ、長方形の単位面を作り出す。そして各面上から順に「姜」「太」「公」「在此」と記す。以下は一部しか判読できないが、頂部の「火」に対応する五段目に「従□」、「水」に対応する五段目に「□無」が判読できる。頂部の字句は五輪塔の標で、各面は「姜太公、此に在り」と読める。「姜太公」は道教にいう太公望を指す。「従□」「□無」は井戸に關わる出入りのことを指すものか。いずれにしても辟邪の靈符とみられる。

國朝文獻

高槻市教育委員会『山上郡衙跡発掘調査概要』四（一九八〇年）
(森田克行)

(森田克行)

- | | | |
|---|---------------|------------------------|
| 7 | 所在地 | 大阪府堺市北向陽町一丁 |
| 6 | 調査期間 | KHG一地点 一九八六年（昭61）一月～三月 |
| 5 | 発掘機関 | 堺市教育委員会 |
| 4 | 調査担当者 | 嶋谷和彦 |
| 3 | 遺跡の種類 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 |
| 2 | 遺跡の年代 | 一七世紀前半～一九世紀 |
| 1 | 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | きたはな
だぐち |



(大阪西南部)

調査地は、中近世の都市遺跡として著名な堺環濠都市遺跡の、近世段階の東環濠の濠外対岸に位置する。元禄二年（一六八九）の

「衛」なる人物の居敷地に記載するが、南隣りには吹屋町の「七郎兵衛」が居住しており、本地一帯が近世に「吹屋町」と通称される由來となつてゐる。吹屋は金属を熔解・精錬・加工する業種であり、火難防除・公